

○世界展開研究拠点形成機構規程

〔 令和2年3月26日  
法人規程第35号 〕

世界展開研究拠点形成機構規程

(趣旨)

第1条 この法人規程は、国立大学法人筑波大学の組織及び運営の基本に関する規則（平成16年法人規則第1号）第35条第1項に規定する特別な組織として設置する世界展開研究拠点形成機構（以下「機構」という。）の組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(目的及び業務)

第2条 機構は、筑波大学の強みや特色を活かした世界最高水準の研究拠点形成及び新たな研究領域の開拓を通じ、高度な学術的成果の持続的創出の取組を実質化し、もって国際共同利用・共同研究拠点等の世界最高水準の研究拠点形成を可能とする体制を構築することを目的とする。

2 機構は、前項の目的を達成するため、次に掲げる業務を行う。

- (1) 世界最高水準の研究拠点形成に資する取組に係る企画立案及びその実施に関すること。
- (2) 機構の支援の対象となる教育研究組織との連携に関すること。
- (3) その他世界最高水準の研究拠点形成に必要な事項に関すること。

3 前項第2号に規定する教育研究組織とは、国際統合睡眠医科学研究機構、計算科学研究センター及び生存ダイナミクス研究センターをいう。

4 機構は、第2項に規定する業務の具体的な取組を実施する場合には、あらかじめ、研究戦略イニシアティブ推進機構の承認を得るものとする。

(機構長)

第3条 機構に、機構長を置き、研究を担当する副学長をもって充てる。

2 機構長は、機構を統括する。

(機構運営委員会)

第4条 機構に、その運営に関する重要事項を審議するため、機構運営委員会を置く。

2 機構運営委員会は、次に掲げる委員で構成する。

- (1) 機構長
- (2) 国際統合睡眠医科学研究機構の長
- (3) 計算科学研究センターの長
- (4) 生存ダイナミクス研究センターの長
- (5) その他学長が指名する者 若干人

3 前項第5号の委員の任期は、2年とする。ただし、任期の終期は、委員となる日の属する年

度の翌年度の末日とする。

- 4 補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 5 前2項の委員は、再任されることができる。

(議長等)

第5条 機構運営委員会に議長を置き、前条第2項第1号の委員をもって充てる。

- 2 議長は、機構運営委員会を主宰する。
- 3 議長に事故があるときは、あらかじめ議長の指名する者が、その職務を代行する。

(事務)

第6条 機構に関する事務は、研究推進部研究企画課が行う。

(雑則)

第7条 この法人規程に定めるもののほか、機構の運営に関し必要な事項は、機構長が別に定める。

附 則

この法人規程は、令和2年3月26日から施行する。